

奏任文官特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和九年四月十七日

内閣總理大臣子爵齋藤實



勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「朝鮮總督府營林署山林事務官」ノ次ニ

「朝鮮總督府稅務監督局  
朝鮮總督府稅官

副事務官  
ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル  
衆議院議員選舉法中改正法律案

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和九年四月二十三日

内閣總理大臣子爵齋藤 實

